

# 木造住宅の耐震対策のため**除却**を支援します

(十日町市木造住宅耐震対策 除却支援事業)

## ●耐震対策のための除却とは

旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)により建設された木造住宅のうち、耐震診断や簡易耐震診断の結果、安全性が確認できないもので、地震による倒壊等の危険性がある木造住宅の全てを取り壊す工事です。そのため、現在の住宅の安全性を確認するための「耐震診断(簡易耐震診断含む)」を事前に行う必要があります。併せて、住宅の建替え、または、耐震性のある住宅に住替えを行う必要があります。

## ●申込み受付期間

令和8年 4月1日(水) ~ 10月30日(金)

※令和9年2月26日(金)までに実績報告書兼請求書を提出してください。

## ●補助率

木造住宅の除却工事に要する費用の 1/3

※ 除却工事に要する費用：住宅の全て(土間・基礎を含む全て)を取り壊す工事費

## ●補助金額

上限30万円

## ●補助を受けることができる人

① 次の全てに該当する住宅(併用住宅を含む)に現に居住している人、又は所有している人

- ・十日町市内に所在する個人(法人は対象外)が所有する住宅
- ・一戸建ての住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ・住宅の主要な部分(壁、柱、床、屋根)が 木造 である住宅
- ・市の耐震診断支援事業による 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であると診断された住宅  
又は、簡易耐震診断(「誰でもできるわが家の耐震診断」)の結果、評点の合計が7点以下の住宅

② 十日町市税を完納している人

③ 次のいずれかに該当する工事を行う人

- ・現在居住している対象住宅を 除却し、現地又は別の敷地に新たな住宅の建替えを行う人
- ・現在居住している対象住宅を 除却し、耐震性のある住宅に住替えを行う人
- ・現在は居住していない対象住宅(空き家)を 除却し、現地に自らが居住する住宅の建替えを行う人

※過去に市の耐震改修助成金、耐震シェルター等設置補助金の交付を受けた人は申請できません

## ●除却施工業者

新潟県内に事業所、支店又は営業所を有する法人、又は個人事業主であって、次の各号のいずれかに該当するもの

- ・建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づき、建設業の許可を受けた者
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定に基づき、解体工事業者として登録された者

## ●補助金の申込み（交付申請）

転居前、かつ、除却着手前に、「補助金交付申請書（様式第1号）」に次の書類を添えて提出してください

- (1) 対象住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次のアからエまでのいずれかの写し  
ア 住宅の建築時の建築確認済証又は検査済証  
イ 住宅の登記事項証明書  
ウ 住宅の固定資産税の課税証明書又は納税通知兼課税明細書  
エ アからウまでに掲げるもののほか、所有者及び建築した年を証明する書類
- (2) 耐震診断結果報告書の写し（総合評点又は上部構造評点を確認できる部分）  
又は簡易耐震診断（「誰でもできるわが家の耐震診断」）の耐震診断問診票
- (3) 除却工事の見積書の写し
- (4) 除却工事前の対象住宅の現況写真
- (5) 申請者の市税納税証明請求書  
※市役所税務課に提出すると、証明手続きが行われます。その書類を添付してください。
- (6) 施工業者の建設業許可通知書又は解体工事業者登録通知書の写し

## ●除却工事を中止または変更したい場合

「中止届（様式第3号）」または「変更交付申請書（様式第4号）」を提出してください

## ●除却が完了した場合（実績報告）

「補助金実績報告書兼請求書（様式第7号）」に次の書類を添えて、令和9年2月26日（金）までに提出してください




- (1) 除却工事の工事請負契約書又は請求書の写し
- (2) 除却工事の写真（着手前、施工中、完了後が確認できるもの）
- (3) 除却工事の領収書の写し
- (4) 建替えの場合、新たな住宅の確認済証の写し
- (5) 住替えの場合、転居後の住民票の写し及び転居先住居の建築年が確認できる書類

【問合せ・申し込み先】



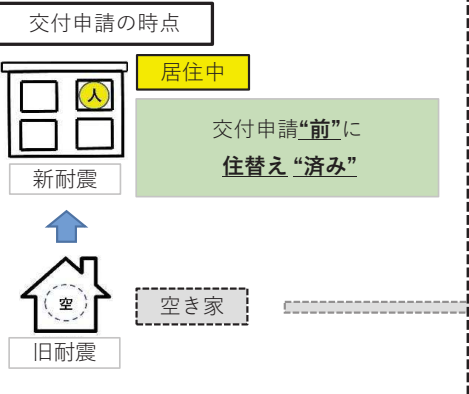

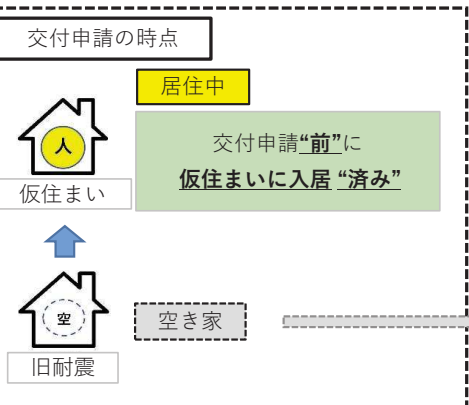

十日町市 都市計画課 建築住宅係

☎ 025-757-9935（直通）

# 1 除却の補助対象

除却の補助対象住宅 S56年5月以前に建築された住宅(旧耐震) で、 地震により倒壊の危険性があるもの		除却形態	補助対象 / 補助対象外
①		現在、住んでいる住宅を <b>除却</b> し、 (現地、または、別敷地に) <b>建替える</b>	○
②		現在、住んでいる住宅を <b>除却</b> し、 (別敷地の)耐震性のある他の建物に <b>住替える</b>	○
③		空き家を <b>除却</b> し、 (現地で) <b>建替える</b> [U・Iターンなども含む]	○

# 2 補助対象“外”の例

	別荘・セカンドハウスなどとして所有している空き家を、 <b>除却</b> し、 (現地で) <b>建替える</b> [U・Iターンなども含む]	×	(補助対象外) [根拠]県 補助対象外
	空家を <b>除却</b> し、 <b>更地</b> にする	×	(補助対象外) [根拠]県 補助対象外
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>交付申請の時点</p>  </div>	<p>交付申請“前”に <b>住替え“済み”</b>で、 これから空き家を<b>除却 予定</b></p> 	×	(補助対象外) [根拠]県 補助対象外
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>交付申請の時点</p>  </div>	<p>交付申請“前”に <b>仮住まいに入居“済み”</b>で、 これから空き家を<b>除却 予定</b></p> 	×	(補助対象外) [根拠]県 補助対象外

【原則】木造住宅“以外”(店舗・事務所・倉庫・・・など)は、補助対象“外”

### 3 申請手続きと除却工事の流れ <凡例> 赤枠：申請者がおこなう手続き

R8.10/30まで

R9.2/26まで

転居前、かつ、除却工事着手前に申請

除却工事完了後に実績報告

